

建築基準法施行細則

〔平成元年2月10日〕
規則第5号

| | | | | |
|----|-----|-------------|---------|-----------------|
| 改正 | (い) | 平成5年6月23日 | 規則第44号 | (平成5年6月25日施行) |
| | (ろ) | 平成6年9月30日 | 規則第59号 | (平成6年9月30日施行) |
| | (は) | 平成11年4月30日 | 規則第50号 | (平成11年5月1日施行) |
| | (に) | 平成12年3月31日 | 規則第125号 | (平成12年4月1日施行) |
| | (ほ) | 平成13年3月30日 | 規則第23号 | (平成13年4月1日施行) |
| | (へ) | 平成13年3月30日 | 規則第23号 | (平成13年7月1日施行) |
| | (と) | 平成14年3月29日 | 規則第26号 | (平成14年3月29日施行) |
| | (ち) | 平成16年3月16日 | 規則第16号 | (平成16年4月1日施行) |
| | (り) | 平成16年9月24日 | 規則第68号 | (平成16年10月12日施行) |
| | (ぬ) | 平成16年9月24日 | 規則第68号 | (平成16年11月1日施行) |
| | (る) | 平成17年3月18日 | 規則第27号 | (平成17年3月18日施行) |
| | (を) | 平成17年3月18日 | 規則第27号 | (平成17年3月22日施行) |
| | (わ) | 平成17年3月29日 | 規則第63号 | (平成17年3月31日施行) |
| | (か) | 平成17年4月26日 | 規則第89号 | (平成17年5月1日施行) |
| | (よ) | 平成17年6月3日 | 規則第91号 | (平成17年7月1日施行) |
| | (た) | 平成17年10月11日 | 規則第111号 | (平成17年10月11日施行) |
| | (れ) | 平成17年11月4日 | 規則第115号 | (平成17年11月7日施行) |
| | (そ) | 平成17年11月8日 | 規則第117号 | (平成18年1月1日施行) |
| | (つ) | 平成18年3月10日 | 規則第16号 | (平成18年3月13日施行) |
| | (ね) | 平成18年3月14日 | 規則第21号 | (平成18年3月20日施行) |
| | (な) | 平成19年6月19日 | 規則第51号 | (平成19年6月19日施行) |
| | (ら) | 平成19年6月19日 | 規則第51号 | (平成19年6月20日施行) |
| | (む) | 平成19年9月28日 | 規則第66号 | (平成19年10月1日施行) |
| | (う) | 平成19年9月28日 | 規則第66号 | (平成19年12月1日施行) |
| | (み) | 平成20年3月28日 | 規則第49号 | (平成20年4月1日施行) |
| | (の) | 平成20年3月28日 | 規則第49号 | (平成20年7月1日施行) |
| | (お) | 平成20年10月31日 | 規則第91号 | (平成20年11月1日施行) |
| | (く) | 平成21年3月31日 | 規則第23号 | (平成21年4月1日施行) |
| | (や) | 平成21年12月25日 | 規則第64号 | (平成22年3月23日施行) |
| | (ま) | 平成24年3月30日 | 規則第16号 | (平成24年3月30日施行) |
| | (け) | 平成27年3月31日 | 規則第16号 | (平成27年4月1日施行) |
| | (ふ) | 平成28年11月25日 | 規則第45号 | (平成28年11月25日施行) |

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行に関し、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、建築基準法施行条例（昭和46年鹿児島県条例第33号。以下「条例」という。）及び鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、法、政令及び省令で使用する用語の例による。

(書類の経由)

第3条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該建築物、建築設備、工作物及び道路のある区域を所管する市町村長を経由しなければならない。ただし、知事が特に認めたものについては、この限りでない。

(手数料に係る床面積)

第4条 鹿児島県手数料徴収条例別表第1 土木部の表2の項の(1)から(2)の2までに規定する床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積。ただし、法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書きの規定に基づく審査(以下この項から第3項までにおいて「審査」という。)をする建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る審査をする部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積)。ただし、審査をする建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る審査をする部分の床面積
 - (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積。ただし、審査をする建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る審査をする部分の床面積
 - (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積。ただし、審査をする建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る審査をする部分の床面積
- 2 前項各号の審査をする建築物の加算額の算定については、審査をする建築物1棟ごとに算定する。この場合において、当該建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該建築物の2以上の部分をそれぞれ1棟の建築物とみなして算定する。
- 3 第1項各号の審査をする建築物の加算額の算定については、法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく通知に係る部分が増築され、既存の棟と一体の構造となる場合においては、当該申請又は通知に係る部分の床面積と当該既存の棟の床面積を合計した床面積により算定する。
- 4 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請又は法第18条第19項の規定に基づく通知に関する中間検査に対する審査の手数料の算定に係る床面積は、当該検査を行う部分の床面積とする。

(手数料の減免手続)

第4条の2 鹿児島県手数料徴収条例別表第1 土木部の表2の項の(1)、(2)、(2)の2及び(34)から(39)までに規定する手数料の減免を受けようとする者は、法第6条第1項の確認の申請書、法第7条第1項に規定する完了検査の申請書又は法第7条の3第1項に規定する中間検査の申請書を提出する際、これらの申請書に鹿児島県手数料徴収条例施行

規則（平成12年鹿児島県規則第89号）第2条第3項に規定する手数料減額（免除）申請書及び同条第1項の表7の項に規定する要件に該当することを証する書類を添えて提出しなければならない。

（証明書の交付）

第4条の3 次の各号に掲げる事項に係る証明を受けようとする者は、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 法第12条第8項に規定する台帳に記載されている事項 建築確認台帳記載事項証明申請書（別記第1号様式）
- (2) 法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出が行われた旨 建築工事届出証明申請書（別記第1号様式の3）
- (3) 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定（位置の指定を受けた道路の変更及び廃止を含む。）を受けている旨 道路の位置指定等証明申請書（別記第1号様式の5）

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める証明書を交付するものとする。

- (1) 前項第1号に掲げる事項に係る証明 建築確認台帳記載事項証明書（別記第1号様式の2）
- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る証明 建築工事届出証明書（別記第1号様式の4）
- (3) 前項第3号に掲げる事項に係る証明 道路の位置指定等証明書（別記第1号様式の6）

（確認申請書に添付する図書）

第5条 法第6条第1項の規定による確認の申請書には、省令第1条の3、第2条の2及び第3条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合は、工場危険物調書（別記第2号様式）
- (2) 高さ2メートルを超えるがけに近接して建築物を建築する場合は、がけの上下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状、土質等を示す図書
- (3) 建築物が法第86条の7の規定により既存の建築物に対する制限の緩和を受けるものである場合は、既存建築物実態調書（別記第3号様式）及び関係図面
- (4) その他建築主事が必要と認める図書

（許可申請書及び認定申請書に添付する図書又は書面）

第6条 省令第10条の4第1項及び第10条の4の2第1項に規定する図書又は書面は、次の表に掲げるとおりとする。なお、許可を受けようとする建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、工場危険物調書を併せて添付しなければならない。

| 図書又は書面の種類 | 明示すべき事項 |
|-----------|--|
| 申請理由書 | 申請理由 |
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地に接する道路の位置及び幅員、隣接建築物の用途、構造及び配置並びに敷地周辺土地の利用状況 |
| 各階平面図 | 縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに工場にあつては作業場、機械設 |

| | 備等の位置 |
|----------|---|
| 2面以上の立面図 | 縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上材料 |
| 主要断面図 | 縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上材料 |
| 日影図 | 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線 |

注 日影図については、知事が特に認めた場合は、その添付を省略させることがある。

2 省令第10条の4第4項に規定する図書又は書面は、次の表に掲げるとおりとする。

| 図書又は書面の種類 | 明示すべき事項 |
|-----------|----------------------------|
| 申請理由書 | 申請理由 |
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地境界線及び申請に係る工作物の位置 |
| 平面図又は横断面図 | 縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種類及び寸法 |
| 側面図又は縦断面図 | 縮尺、主要部分の材料の種類及び寸法 |

3 知事は、必要と認めるときは、前2項に規定する図書又は書面のほか参考となる図書を添付させることがある。

（承認申請）

第7条 政令第115条の2第1項第4号ただし書、第135条の2第2項若しくは第136条第3項又は条例第20条ただし書、第21条ただし書、第22条第1項ただし書、第23条第1項ただし書、第24条第1項ただし書若しくは第27条ただし書に規定する承認を申請しようとする者は、確認の申請書を提出する前に承認申請書（別記第4号様式）正本及び副本に必要な設計図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請について、承認したときは、承認通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（設計変更）

第8条 建築主は、法第6条第1項の確認を受けた建築物の計画を変更する場合において、当該変更が省令第3条の2第1項第1号から第7号までに掲げる軽微な変更該当するときは、設計変更届出書（別記第5号様式）に変更に係る図書を添えて知事に提出するものとする。

2 許可、認定又は承認を受けた建築物の設計の変更をしようとする者は、改めて許可、認定又は承認を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものについては、設計変更申請書（別記第6号様式）正本及び副本に許可通知書、認定通知書又は承認通知書及び変更に係る図書を添えて知事に提出し、その承認を受けることで足りるものとする。

3 知事は、前項ただし書の規定による変更申請を認めたときは、設計変更通知書（別記第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（建築主の変更届等）

第9条 法第6条第1項の確認若しくは法第7条の6第1項第1号及び第2号の規定による認定又は省令第10条の4第1項の許可関係規定による許可若しくは省令第10条の4の2第1項の認定関係規定による認定（以下「確認等」という。）を受けた建築物で工事完了前に建築主に変更があつたときは、変更前及び変更後の建築主は、名義変更届出書（別記第7号様式）に確認済証、許可通知書又は認定通知書（以下「確認済証等」という。）を添えて知事又は建築主事に提出しなければならない。

2 工事完了前に確認等を受けた建築物の敷地の地名地番に変更があつたときは、建築主は、地名地番変更届出書（別記第7号様式の2）に確認済証等を添えて知事又は建築主事に提出しなければならない。

3 建築主は、法第6条第1項の確認を受けた建築物の工事監理者及び工事施工者を定めたとき、又はこれらの者を変更したときは、速やかに工事監理者、工事施工者（変更）届出書（別記第8号様式）を建築主事に提出しなければならない。

（工事の取りやめ届等）

第10条 確認等又は第7条第1項の承認を受けた建築物の工事の全部又は一部を取りやめた者は、工事とりやめ届出書（別記第9号様式）に確認済証等又は承認通知書を添えて知事又は建築主事に提出しなければならない。

2 確認等又は第7条第1項の承認を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、建築物等確認（許可、認定、承認）申請書取下届出書（別記第10号様式）を知事又は建築主事に提出しなければならない。

（施工状況報告）

第11条 法第6条第1項第2号及び第3号に掲げる建築物の工事監理者は、当該工事が次の各号の一に該当する工程に達したときは施工状況報告書（別記第11号様式）を建築主事に提出しなければならない。

(1) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、基礎及び屋根の配筋を終えたとき。

(2) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、鉄骨の建方を終えたとき。

(3) その他建築主事が必要と認めてあらかじめ指定した工程に達したとき。

（特定建築物の指定及び定期報告）

第12条 法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物は、別表の左欄に掲げる用途に供するものであつて、同欄の区分に応じ、それぞれの建築規模が同表右欄に該当するものとする。

2 省令第5条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる年度及び当該年度から起算して3年目ごとの年度の6月1日から12月28日までとする。

(1) 政令第16条第1項第1号及び第2号並びに別表1の項に掲げる特定建築物 平成29年度

(2) 政令第16条第1項第3号に掲げる特定建築物（別表3の項に掲げるものを除く。）及び同表2の項に掲げる特定建築物 平成30年度

(3) 別表3の項に掲げる特定建築物 平成29年度

(4) 政令第16条第1項第4号に掲げる特定建築物 平成28年度

(5) 政令第16条第1項第5号に掲げる特定建築物 平成28年度

3 法令第12条第1項の規定による調査は、同項の規定による報告の日前60日以内に行わ

なければならない。

- 4 省令第6条の3第5項第2号の規定により知事が定める同条第2項第7号の書類の保存期間は、当該書類を受け付けた日から起算して3年間とする。

(特定建築設備等の指定及び定期報告)

第13条 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、政令第16条第1項各号及び別表に掲げる特定建築物に設けた換気設備、排煙設備及び非常用の照明設備(法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けた機械換気設備(共同住宅の住戸に設けた換気設備を除く。)並びに中央管理方式の空気調和設備並びに法第35条の規定による排煙機を設けた排煙設備及び非常用の照明装置に限る。)とする。

- 2 省令第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 政令第16条第3項各号に掲げる特定建築設備等 毎年4月1日から翌年3月31日まで

(2) 前項に規定する特定建築設備等 毎年6月1日から12月28日まで(省令第6条第1項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告については、前回の報告を行った日の属する年度から起算して3年目ごとの6月1日から12月28日まで)

- 3 法第12条第3項の規定による検査は、同項の規定による報告の日前60日以内に行わなければならない。

- 4 省令第6条第4項に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

| 書類の種類 | 明示すべき事項 |
|-------|--|
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 |
| 各階平面図 | 縮尺、方位、間取り、各室の用途及び建築設備の位置 |

- 5 省令第6条の3第5項第2号の規定により知事が定める同条第2項第8号の書類の保存期間は、当該書類を受け付けた日から起算して1年間とする。

(工作物の定期報告)

第13条の2 省令第6条の2の2第1項の規定により知事が定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定による検査は、同項の規定による報告の日前60日以内に行わなければならない。

- 3 省令第6条の2の2第4項に規定する書類は、次の表に掲げるとおりとする。

| 書類の種類 | 明示すべき事項 |
|-------|-----------------------------|
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における工作物の位置 |
| 平面図 | 縮尺及び方位 |

- 4 省令第6条の3第5項第2号の規定により知事が定める同条第2項第9号の書類の保存期間は、当該書類を受け付けた日から起算して1年間とする。

(不適格建築物の報告)

第14条 既存建築物が、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる用途地域、同項第2号に掲げる特別用途地区又は同項第2号の2に掲げる特定用途制限地域の指定又は変更により、法第48条第1項から第14項までの規定又は法第49条若しくは第49条の2の条例の規定に適合しなくなつた場合においては、当該建築物の所有者、管理者又は占有者は、その指定又は変更の告示のあつた日から起算して30日以内に不適格建築物報告書(別記第14号様式)を知事に提出しなければならない。

(道路とみなされる道の指定)

第15条 法第42条第2項の規定による知事の指定は、法施行の際又は法施行後都市計画区域として指定された際現に存する幅員4メートル未満1.8メートル以上の道で、一般の交通の用に供されているものについて行うものとする。

(道路の指定申請等)

第16条 法第42条第1項第4号に規定による道路の指定を受け、その変更をし、又はその廃止をしようとする者は、道路指定(指定変更、全部(一部)廃止)申請書(別記第15号様式)正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が提出の必要がないと認めた図書については、当該図書の添付を省略することができる。

- (1) 指定に係る道路の計画図
 - (2) 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面(以下「登記所地図」という。)の写し
 - (3) 法第42条第1項第4号に規定する事業(以下「対象事業」という。)の執行計画を示す図書
 - (4) 対象事業の執行が決定されたことを示す図書
 - (5) その他知事が必要と認める図書
- 2 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受け、その位置を変更し、又はその廃止をしようとする者は、道路位置指定(指定変更、全部(一部)廃止)申請書(別記第15号様式)正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出をしなければならない。
- (1) 省令第9条に規定する図面
 - (2) 誓約書(別記第16号様式)(道路の廃止をしようとする場合を除く。)
 - (3) 省令第9条に規定する承諾書(別記第17号様式)
 - (4) 承諾者の印鑑証明書
 - (5) 不動産登記法による土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
 - (6) 登記所地図の写し
 - (7) その他知事が必要と認める図書
- 3 法第42条第2項に規定する道路とみなされる道の指定を受け、その変更をし、又はその廃止をしようとする者は、道路指定(指定変更、全部(一部)廃止)申請書正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が提出の必要がないと認めた図書については、当該図書の添付を省略することができる。
- (1) 付近見取図
 - (2) 登記所地図の写し
 - (3) その他知事が必要と認める図書
- 4 知事は、第1項若しくは前項の規定による申請について、道路の指定、指定の変更若しくは廃止をしたとき又は第2項の規定による申請について、道路の位置の指定、位置の変更若しくは廃止をしたときは、道路(位置)指定(指定変更、全部(一部)廃止)通知書(別記第15号様式)により、当該申請者に通知するものとする。
- 5 知事は、第1項若しくは第3項の規定による申請について、道路の指定の変更若しくは廃止をしたとき又は第2項の規定による申請について、道路の位置の指定の変更若しくは廃止をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。
- (1) 指定の変更又は廃止に係る道路(以下この項において「指定変更等道路」という。)の種類
 - (2) 指定の変更又は廃止の年月日

- (3) 指定変更等道路の位置
- (4) 指定変更等道路の延長及び幅員

(道路の位置の標示等)

第17条 前条第2項の規定により道路の位置の指定を受け、又はその位置の変更をしようとする者は、位置の指定を受け、又は位置の変更をしようとする道路の境界線その他適当な箇所にコンクリート製等耐久性のある標示くい（別記第18号様式）により道路の位置を標示しなければならない。ただし、側溝縁石等によりその位置が明らかなものについては、この限りでない。

- 2 前項の規定により設置した標示くいは、これを移動させてはならない。
- 3 指定を受けた道路の位置の変更をし、又はその廃止をしようとする者は、道路の位置の変更又は廃止に係る第1項の標示くいを除去しなければならない。

(建築協定の許可申請)

第18条 法第70条第1項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書（別記第19号様式）正本及び副本にそれぞれ建築協定書、省令第1条の3第1項の表(イ)項に掲げる附近見取図及び配置図並びに協定しようとする建築物の基準を示す図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の建築協定認可申請書には、建築協定区域内における法第69条に規定する土地の所有者等の住所及び氏名を記載した建築協定同意書を添えなければならない。
- 3 法第74条第1項の規定により建築協定の変更の認可を受けようとする者は、前2項の規定に準じて、建築協定変更申請書（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 法第76条第1項の規定により建築協定の廃止の認可を受けようとする者は、建築協定廃止申請書（別記第21号様式）正本及び副本に法第69条に規定する土地の所有者等の過半数の同意書を添えて知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、第1項の規定による申請について認可したときは建築協定認可通知書（別記第19号様式）により、第3項の規定による申請について認可したときは建築協定変更通知書（別記第20号様式）により、前項の規定による申請について認可したときは建築協定廃止通知書（別記第21号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(^し尿^{そう}浄化槽に係る指定区域)

第19条 政令第32条第1項の規定により知事が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域以外の区域とする。

(垂直積雪量)

第19条の2 政令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値とする。ただし、建築物等の敷地が局所的地形要因による影響等を受ける場合は、当該垂直積雪量に実況に応じた数値を加算した数値としなければならない。

| 区域 | 垂直積雪量 |
|---|----------|
| 西之表市、奄美市、三島村、十島村、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町の区域 | 0.00メートル |
| 枕崎市、指宿市、薩摩川内市（平成16年10月11日現在における里村、上甕村、下甕村及び鹿島村 | 0.20メートル |

| | |
|--|----------|
| の区域に限る。), 南さつま市 (平成17年11月6日現在における笠沙町, 大浦町及び坊津町の区域に限る。), 南九州市 (平成19年11月30日現在における穎娃町の区域に限る。), 長島町, 錦江町, 南大隅町及び肝付町 (平成17年6月30日現在における内之浦町の区域に限る。) の区域 | |
| 鹿屋市, 阿久根市, 垂水市, 薩摩川内市 (平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る。), 日置市, 曾於市, いちき串木野市, 霧島市 (平成17年11月6日現在における国分市, 溝辺町, 隼人町及び福山町の区域に限る。), 南さつま市 (同日現在における加世田市及び金峰町の区域に限る。), 志布志市, 南九州市 (平成19年11月30日現在における知覧町及び川辺町の区域に限る。), 始良市, 大崎町, 東串良町及び肝付町 (平成17年6月30日現在における高山町の区域に限る。) の区域 | 0.30メートル |
| 出水市, 薩摩川内市 (平成16年10月11日現在における樋脇町, 入来町, 東郷町及び祁答院町の区域に限る。), 霧島市 (平成17年11月6日現在における横川町, 牧園町及び霧島町の区域に限る。), 伊佐市, さつま町及び湧水町の区域 | 0.40メートル |

(建蔽率の緩和)

第20条 法第53条第3項第2号の規定により知事が指定する敷地は, 次に掲げるものとする。

- (1) 敷地の周囲の長さの3分の1以上が道路又は公園, 広場, 水面その他これらに類するものに接する敷地
- (2) 敷地の周辺の長さの6分の1以上が幅員12メートル以上の道路に接する敷地
- (3) 敷地の周辺の長さの6分の1以上が道路に接し, かつ, その道路を隔てて公園, 広場, 水面その他これらに類するものがあり, その道路及びこれらの幅員の合計が12メートル以上である敷地

(前面道路の位置の特例)

第21条 政令第135条の2第2項の規定により, 同条第1項の規定を適用することが著しく不相当であると認める場合の前面道路の位置は, 建築物の敷地の地盤面より1メートル低い位置にあるものとみなす。

(敷地内に広い空地を有する建築物の敷地面積の規模の特例)

第22条 政令第136条第3項ただし書の規定により, 同項本文の規定を適用することが不相当であると認める場合の敷地面積の規模は, 次の表の左欄に掲げる区分に応じて, 同表右欄に掲げるとおりとする。

| 地域又は区域 | 敷地面積の規模 (単位 平方メートル) |
|--|------------------------|
| 1 第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域又は田園住居地域 | 1,500 |
| 2 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 準工業地域, 工業地域又は工業専用地域 | 1,000 |
| 3 近隣商業地域又は商業地域 | 500 |
| 4 用途地域の指定のない区域 | 1,000 |

(意見の聴取の請求)

第23条 意見の聴取を請求しようとする者は, 意見の聴取請求書 (別記第22号様式) を知事に提出しなければならない。

(意見の聴取の公告)

第24条 意見の聴取の公告は、意見の聴取に係る建築物、建築設備、工作物等が所在する市町村の区域を管轄する行政庁（知事又は知事の権限に属する事務の委任を受けた者をいう。）の事務所の掲示板その他適当な場所に掲示して行うものとする。

2 前項の公告は、知事が事案の性質により必要と認める場合には、同項の規定によるほか、鹿児島県公報に登載して行うものとする。

（代理人又は証人の出席）

第25条 意見の聴取に際して代理人又は証人を出席させようとする者は、意見の聴取の期日の2日前までに、その旨を書面により知事に届け出なければならない。この場合において、代理人の出席に係る届出には、当該代理人の資格を証明する書面を添付しなければならない。

2 法第46条第1項（法第68条の7第3項において準用する場合を含む。）又は法第48条第15項の規定により出頭を求められた者は、意見の聴取に際して代理人を出席させることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

3 前項に規定する者又はその代理人は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。第1項前段の規定は、この場合における証人の出席について準用する。

（意見の聴取の主宰）

第26条 意見の聴取は、知事が指名する職員が主宰する。

（参考人の出席）

第27条 前条の規定により意見の聴取を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、意見の聴取に関し必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

（当事者の不出頭の場合の取扱い）

第28条 意見の聴取に出頭を求められた者又はその代理人（以下「当事者」という。）が、正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなす。ただし、当事者が、やむを得ない理由により意見の聴取の期日に出頭できない旨をあらかじめ書面により知事に届け出た場合は、この限りでない。

（意見の聴取の期日又は場所の変更）

第29条 知事は、前条ただし書の規定による届出により又は職権で、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。第24条の規定は、この場合について準用する。

（意見の聴取の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第30条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときは、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の進行を妨げ、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（違反建築物の標識）

第31条 知事が法第9条第1項又は第10項の命令をした場合（建築監視員が同項の規定による命令をした場合を含む。）の同条第13項の標識は、別記第23号様式による。

(建築設備への準用)

第32条 政令第146条第1項に指定する建築設備については、第4条の2、第5条、第9条及び第10条の規定を準用する。

(工作物への準用)

第33条 政令第138条各項に指定する工作物については、第4条の2、第5条、第8条から第11条まで(第8条第2項は、政令第138条第3項で指定する工作物に限る。)、第14条及び第31条の規定を準用する。

(雑則)

第34条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。
(ろ)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の建築基準法施行細則の規定により定められた様式は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成5年6月23日規則第44号)

- 1 この規則は、平成5年6月25日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物については、この規則の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日)までの間は、改正後の建築基準法施行細則第6条第1項第3号及び第22条の規定は適用せず、改正前の建築基準法施行細則第6条第1項第2号及び第22条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成6年9月30日規則第59号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月30日規則第50号)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第125号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の建築基準法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成13年3月30日規則第23号)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第7条の改正規定は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の建築基準法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成14年3月29日規則第26号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の建築基準法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成16年 3 月16日規則第16号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 9 月24日規則第68号）

この規則中第19条の 2 の表の改正規定（「、喜入町」、「、吉田町、桜島町」及び「、松元町、郡山町」を削る部分を除く。）は平成16年10月12日から、その他の規定は同年11月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月18日規則第27号）

この規則は、平成17年 3 月22日から施行する。ただし、第16条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月29日規則第63号）

この規則は、平成17年 3 月31日から施行する。

附 則（平成17年 4 月26日規則第89号）

この規則は、平成17年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月 3 日規則第91号）

この規則は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年10月11日規則第111号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月 4 日規則第115号）

この規則は、平成17年11月 7 日から施行する。

附 則（平成17年11月 8 日規則第117号）

この規則は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月10日規則第16号）

この規則は、平成18年 3 月13日から施行する。

附 則（平成18年 3 月14日規則第21号）

この規則は、平成18年 3 月20日から施行する。

附 則（平成19年 6 月19日規則第51号）

この規則は、平成19年 6 月20日から施行する。ただし、別記第 3 号様式、別記第 4 号様式正、別記第 5 号様式、別記第 6 号様式正及び別記第 7 号様式の改正規定、別記第 8 号様式の改正規定（「土木事務所」を「地域振興局・支庁」に改める部分に限る。）並びに別記第 9 号様式、別記第10号様式、別記第14号様式、別記第15号様式正、別記第19号様式正、別記第20号様式正及び別記第21号様式正の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 9 月28日規則第66号）

この規則中第19条の 2 の表の改正規定（「上屋久町、屋久町」を「屋久島町」に改める部分に限る。）は平成19年10月 1 日から、その他の規定は同年12月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月28日規則第49号）

- 1 この規則は、平成20年 7 月 1 日から施行する。ただし、第12条及び第13条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の建築基準法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年10月31日規則第91号）

この規則は、平成20年11月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月31日規則第23号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日規則第64号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第16号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際限に都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第2号の2に掲げる特定用途制限地域として指定されている地域内に存する建築物についての改正後の建築基準法施行細則第14条の規定の適用については、同条中「その指定又は変更の告示のあつた日から」とあるのは「建築基準法施行細則の一部を改正する規則(平成24年鹿児島県規則第16号)の施行の日から」とする。

附 則（平成27年3月31日規則第16号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成22年4月1日前に指定された都市計画区域内における建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項本文の道については、改正後の建築基準法施行細則第15条及び第16条第3項の規定は適用せず、改正前の建築基準法施行細則第15条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年11月25日規則第45号）

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)第12条、第13条及び別表の規定は、平成28年6月1日から適用する。

(特定建築物に係る経過措置)

2 建築基準法施行令(昭和25年政令第388号。以下「政令」という。)第16条第1項第4号及び第5号に掲げる特定建築物のうち、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に現に存するもの(施行日前に改正前の建築基準法施行細則(以下「旧規則」という。)第12条第2項第4号の規定の適用を受けたものを除く。)であって、平成25年5月31日までに建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けたものに係る新規則第12条第2項第4号及び第5号の規定の適用については、平成29年12月28日までの間は同項第4号及び第5号中「平成28年度」とあるのは、「平成28年度又は平成29年度」とする。

(小荷物専用昇降機及び防火設備に係る経過措置)

3 政令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機及び政令第16条第3項第2号に規定する防火設備のうち、施行日に現に存するものであって、平成29年5月31日までに法第7条第5項(法第87条の2において準用する場合を含む。)又は第7条の2第5項(法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けたものに係る最初の報告の時期は、新規則第13条第2項第1号の規定にかかわらず、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(換気設備、排煙設備及び非常用の照明設備に係る経過措置)

4 政令第16条第1項各号及び新規則別表に掲げる特定建築物であって、施行日に現に存するもの(施行日前に法第12条第1項及び旧規則第12条第1項の規定により指定されたものを除く。)に設けた特定建築設備等(新規則第13条第1項の特定建築設備等であって、平成28年5月31日までに法第87条の2において準用する法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。次頁において同じ。)に係る最初の報告の時期は、新規則第13条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 新規則第12条第2項第1号に掲げる特定建築物に設けた特定建築設備等 平成29年6月

1 日から同年12月28日まで

(2) 新規則第12条第2項2号に掲げる特定建築物に設けた特定建築設備等 平成30年6月1日から同年12月28日まで

(3) 新規則第12条第2項第4号及び第5号に掲げる特定建築物に設けた特定建築設備等 平成28年6月1日から同年12月28日まで又は平成29年6月1日から同年12月28日まで

5 政令第16条第1項各号及び新規則別表に掲げる特定建築物であつて、施行日に現に存するもの(施行日前に法第12条第1項及び旧規則第12条第1項の規定により指定されたものに限る。)に設けた特定建築設備等に係る最初の報告の時期は、新規則第13条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に検査済証の交付を受けた特定建築設備等 平成28年6月1日から同年12月28日まで

(2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に検査済証の交付を受けた特定建築設備等 平成29年6月1日から同年12月28日まで

(3) 平成28年4月1日から同年5月31日までの間に検査済証の交付を受けた特定建築設備等 平成30年6月1日から同年12月28日まで

附 則 (平成29年9月1日規則第46号) 抄

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日規則第19号)

この規則は、交付の日から施行する。

別表 (第12条, 第13条関係)

| 用途 | 規模 |
|---------------------------------|---|
| 1 劇場, 映画館, 演芸場又は観覧場 (屋外観覧場を除く。) | 当該用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの |
| 2 児童福祉施設等 | 地上の階数が3以上であり, かつ, 当該用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの (地階又は3階以上の階に当該用途に供する床面積100平方メートルを超える部分を有するものに限る。) |
| 3 共同住宅又は寄宿舎 | 地上の階数が5以上であり, かつ, 当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (5階以上の階に当該用途に供する床面積100平方メートルを超える部分を有するものに限る。) |

別記第1号様式 (第4条の3関係)